

# 平成21年教育委員会第12回臨時会会議録

開会日時 平成21年11月30日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午前10時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 遠藤 勝男  
同職務代理 佐藤 昭  
委員 面田 博子  
委員 松本 實  
委員 秋本 則子  
教育長 山崎 喜久雄

## 議場出席委員

・教育次長	内山 利之	・教育振興担当部長	吉田 義仁
・庶務課長	深井 祐子	・教育計画推進担当課長	木佐森 茂
・学務課長	土肥 直人	・指導室長	平沢 安正
・統括指導主事	江田 真朗	・地域教育課長	新井 洋之
・生涯学習課長	宮地 智弘	・生涯スポーツ課長	尾形 保男
・中央図書館長	高木 利成		

## 書 記

・企画係長 平井 大介

開会宣言 委員長 遠藤 勝男 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 遠藤 勝男 委員 佐藤 昭 委員 山崎 喜久雄  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

○全員 おはようございます。

○委員長 ただいまより、平成21年教育委員会第12回臨時会の会議を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 開会に先立ちまして、本日、教育委員会事務局の施設課長は、公務がございまして、本委員会臨時会を欠席ということでございますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、請願・陳情はございません。

それでは、議案第55号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第55号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

幼稚園教育職員に支給する給料等につきましては、特別区人事委員会の勧告に従い、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がありますので、本案を提出いたします。

今回の条例改正は、特別区人事委員会の勧告に従い、給料表を改定し、期末・勤勉手当の支給月数を決定するものでございます。

給料表は、地域手当の影響も含めまして0.38%の引き下げを行います。また、現在、給料の16%支給されている地域手当は17%に引き上げられ、同率程度の給料表の引き下げもあわせて行います。期末手当につきましては2段階の改定を行います。まず、平成22年3月支給分につきましては0.25カ月分から0.15カ月分へ0.10カ月分の引き下げを行います。次に、平成22年度の年間支給月数を再任用職員以外の職員で4.5カ月分から4.15カ月分へ0.35カ月分引き下げ、再任用職員で2.35カ月分から2.20カ月分へ0.15カ月分引き下げるものでございます。

改定の時期でございますが、給料表、地域手当と期末手当の支給月数の第一段階の改定は平成22年1月1日、期末・勤勉手当の支給月数の第2段階は平成22年4月1日となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま指導室長のほうからご説明がありました点につきまして、ご質問等がございましたらどうぞよろしくお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

○委員長 それでは、お諮りをいたします。

議案第55号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第55号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

議案第56号と57号は、一括上程、個別の質疑・採決というふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、議案第56号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」並びに第57号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして上程をいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第56号、第57号一括でご説明をさせていただきます。

「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、一括して説明させていただきます。

主な改正点は2点ございます。

1点目は、前回の教育委員会でお諮りいたしました幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正でございます。この改正は、勤勉手当の支給月数を、再任用職員以外の職員で管理職以外の職員の12月勤勉手当の支給割合を100分の75から100分の70～100分の5引き下げるものでございます。これは、勤勉手当の場合、幼稚園教育職員の給与に関する条例で、支給割合の上限を定め、その範囲の中で支給割合を教育委員会規則で定めることになっているためでございます。

2点目は、勤務時間の改定に伴い、複雑化した算定方法を簡素化するため、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正するものでございます。これまで、期末手当、勤勉手当の支給割合の算定方法は、支給期間における在職期間により算定しておりましたが、勤務時間の改定により勤務形態ごとに複雑化した算定方法を統合し、欠勤等日数による算定方法に改めることとし、簡素化いたしました。

これら規則は、公布の日から施行し、支給割合、欠勤等日数等につきまして、平成21年12月に支給する期末手当、勤勉手当から適用いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、二つの議案を個別に質疑、そして採決をしていきたいと思ひます。

先に、第56号につひまして、ご質問等がございましたらどうぞお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 それでは、第56号につひまして、原案のとおり可決することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第56号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につひまして、原案のとおり可決といたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、第57号につひまして、ご質問等がございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長 それでは、議案第57号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につひましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第57号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につひましては、原案のとおり可決としたいと思ひます。

これで議案の審議をすべて終了いたします。

「報告事項等」。庶務課長。

○庶務課長 報告事項等がございますが、今回はございませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 その他の事項はございますか。

庶務課長。

○庶務課長 続いて、「その他」でございます。今回、資料配付、また出席依頼ともにござひません。また、次回以降の教育委員会予定については議事日程の中に記載をしてあるとおりでございますので、日程のご確認方、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、平成21年教育委員会第12回臨時会を終了、閉会といたします。ありがとうございます。

閉会時刻 10時10分